



# 平成28年3月4日 岡山県公報 第11766号

岡山県告示第百十八号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自動車について次のとおり告示する。

平成二十八年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自動車の種類、名称、形状、数量及び自動車登録番号

種類及び名称	形状及び数量	自動車登録番号
普通乗用自動車 トヨタ セリカ	箱型 一台	岡山三三〇と八三八六

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

平成二十八年一月十三日

三 放置自動車が放置されている場所

岡山市北区日心寺一二七七（岡山空港駐車場）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一に掲げる放置自動車を処分する。

五 担当の組織の名称及び連絡先

岡山県岡山空港管理事務所総務課

岡山市北区日心寺一二七七

電話番号 ○八六・二九四・五五五〇

岡山県告示第百十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 サツポロピール株式会社

住 所 東京都渋谷区恵比寿4丁目20番1号

氏 名 代表取締役 尾賀 真城

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 サツポロピール株式会社岡山ライナリー

所在地 赤磐市東軽部1556

# 平成 28 年 3 月 4 日 岡山県公報 第 1 1 7 6 6 号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新	設	廃	止
種	類	10 - 二 飲料製造業の用に供す るる過施設30		10 - 二 飲料製造業の用に供す るる過施設30	
能	力	7.5 k L / 日		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		平成28年 4 月15日		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		平成28年 4 月20日		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成28年 4 月22日		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続 6 時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 ( m <sup>3</sup> / 日 )	30	30	同左	
	p H	5 ~ 7	5 ~ 7		
	B O D ( m g / ℓ )	1,000	1,000		
	C O D ( m g / ℓ )	500	500		
	S S ( m g / ℓ )	200	200		
	油 分 ( m g / ℓ )	2	2		
	T - N ( m g / ℓ )	50	50		
	T - P ( m g / ℓ )	10	10		
	大腸菌群数 ( 個 / cm <sup>3</sup> )	3,000	3,000		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成28年3月4日 岡山県公報 第11766号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項  
変更なし

(5) 排水口に関する事項  
変更なし

## 2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成28年3月4日から同月25日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び赤磐市役所

岡山県告示第百二十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 卯根倉鉱業株式会社

住 所 秋田県大館市花岡町字堤沢42番地

氏 名 代表取締役社長 荒木 清史

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 卯根倉鉱業株式会社西部事業所

所在地 久米郡美咲町柵原字横平37番地



# 平成 28 年 3 月 4 日 岡山県公報 第 1 1 7 6 6 号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	鉱水処理場								
種 類	気体攪拌式, 気体・動力攪拌式, 動力沈降式				同左				
構 造	コンクリート製、鋼板製								
主 要 寸 法	220m x 120m x 10m								
能 力	330m <sup>3</sup> / h r				360m <sup>3</sup> / h r				
処 理 の 方 法	鉄酸化バクテリア法 + 中和法 + 固液分離				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				平成28年 4 月 1 日				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	5 ~ 24時間 降雨等による増水時には増処理				同左				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要 当該排水等通常該量の 排水の最大値及びその概 要 当該排水等通常該量の 排水の最大値及びその概 要	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 ( m <sup>3</sup> / 日 )	3,740	7,892	3,740	7,892	4,040	8,192	4,040	8,192
	p H	7.2 ~ 8.2	5.8 ~ 8.6	7.2 ~ 8.2	5.8 ~ 8.6	同左			
	B O D ( m g / ℓ )	103.7	174.7	10.0	20.0	96.7	169.0	10.0	20.0
	C O D ( m g / ℓ )	5.0	10.0	5.0	10.0	5.0	10.1	5.0	10.0
	S S ( m g / ℓ )	88.8	180.6	10.0	30.0	111.9	223.4	10.0	30.0
	油 分 ( m g / ℓ )	<0.5	0.5	<0.5	0.5	同左			
	T - N ( m g / ℓ )	7.0	15.0	7.0	15.0	7.0	15.1	7.0	15.0
	T - P ( m g / ℓ )	0.1	1.0	0.1	1.0	0.1	1.0	0.1	1.0
	Z n ( m g / ℓ )	28.3	76.4	0.4	1.0	26.2	73.6	0.4	1.0
	C d ( m g / ℓ )	0.13	0.3	<0.005	0.005	0.12	0.3	<0.005	0.005
	C u ( m g / ℓ )	10.1	27.1	0.05	0.1	9.4	26.2	0.05	0.1
	M n ( m g / ℓ )	16.9	20.7	5	10	15.7	19.9	5	10
	F e ( m g / ℓ )	1,009.2	1,358.6	0.5	5.0	934.2	1,308.8	0.5	5.0
	C r ( m g / ℓ )	0.195	0.7	0.195	0.7	同左			
A s ( m g / ℓ )	0.1	0.3	0.05	0.1					

# 平成28年3月4日 岡山県公報 第11766号

## (5) 排水口に関する事項

排水口番号	A B 処理排水			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m <sup>3</sup> /日)	3,740	7,892	4,040	8,192
p H	7.2~8.2	5.8~8.6	同左	
B O D (mg/ℓ)	10.0	20.0		
C O D (mg/ℓ)	5.0	10.0		
S S (mg/ℓ)	10.0	30.0		
油 分 (mg/ℓ)	<0.5	0.5		
T - N (mg/ℓ)	7.0	15.0		
T - P (mg/ℓ)	0.1	1.0		
Z n (mg/ℓ)	0.4	1.0		
C d (mg/ℓ)	<0.005	0.005		
C u (mg/ℓ)	0.05	0.1		
M n (mg/ℓ)	5.0	10.0		
F e (mg/ℓ)	0.5	5.0		
C r (mg/ℓ)	0.195	0.7		
A s (mg/ℓ)	0.05	0.1		

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成28年3月4日から同月25日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び美咲町役場

岡山県告示第百二十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十八年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

しもがた薬局

真庭市下方五八四・一

平成二十八年三月一日

岡山県告示第百二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十八年三月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

津山薬局産業道路店

津山市小田中二三・二

平成二十八年三月一日

井上薬局宇野店

玉野市宇野一・四二・二五

平成二十八年三月一日

城山薬局

赤磐市周匝一三五二

平成二十八年三月一日

# 平成28年3月4日 岡山県公報 第11766号

岡山県告示第百二十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十八年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 事業所の名称及び所在地

### 1 名称

ヘルパーステーションはくせん

### 2 所在地

岡山県勝田郡勝央町岡四五九番地

## 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

### 1 名称

株式会社博千

### 2 所在地

岡山県勝田郡勝央町岡四五九番地

## 三 指定年月日

平成二十八年三月一日

## 四 介護保険事業所番号

三三七三六〇〇六〇四

## 五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

# 平成28年3月4日 岡山県公報 第11766号

岡山県告示第百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十八年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 保安林予定森林の所在場所

苫田郡鏡野町箱字ヒナ林一三三、字イモ平二〇七、二〇八の一、二〇九の一、二〇九の二、字柿畑二一二、字柿畠二二三の一、二二三の二

## 二 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

## 三 指定施業要件

### 1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

# 平成28年3月4日 岡山県公報 第11766号

岡山県告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十八年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

苫田郡鏡野町下斎原字ムソコ二四〇の四一、二四〇の四二

二 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

# 平成28年3月4日 岡山県公報 第11766号

岡山県告示第百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十八年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 保安林予定森林の所在場所

新見市坂本字矢塔一一四五から一一四七まで、一一四八の一、一一四八の二、一一四九、一一五〇の一、一一五〇の二、字近藤奥一一五一、一一五二、一一九七から一一〇〇まで、一一〇一の一から一一〇一の四まで、一一〇二から一一二三まで、一一一五から一一三四まで、一一三七

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

### 1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字近藤奥一一九七・一一三三・一一三七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
  - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

# 平成28年3月4日 岡山県公報 第11766号

岡山県告示第百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十八年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市神郷油野字大石ケ平ル三九七二の二

二 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) (1) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

一 保安林予定森林の所在場所

新見市菅生字蓮花谷三八五八の二、三八五八の四

二 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) (1) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

一 保安林予定森林の所在場所

新見市哲多町蚊家字広窪二七九二の一、哲多町田淵字保倉一七八二の一、一七八二

の二

二 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# 平成28年3月4日 岡山県公報 第11766号

岡山県告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小山桑上線
- 三 道路の区域

区 域	別	新旧	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
津山市八社字地切町三五二番一地先から 津山市八社字川久保三四九番一地先まで	新		六・〇 九・〇	一一〇・〇
津山市八社字地切町三五二番一地先から 津山市八社字川久保三四九番一地先まで	旧		四・〇 八・〇	一一〇・〇

# 平成28年3月4日 岡山県公報 第11766号

岡山県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

岡山県知事 伊原 隆 太

県道		道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
小山桑上線	南浦金光線			浅口市金光町佐方二二三九番一地从先から 浅口市金光町佐方二二七九番二地从先を経て 浅口市金光町佐方二四四七番地先まで  津山市八社字地切町三五二番一地从先から 津山市八社字川久保三四九番一地从先まで	平成二十八年三月四日

平成28年3月4日 岡山県公報 第11766号

〔七八〕次のとおり未利用県有地の売払いを実施する。

平成二十八年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 物件の概要

所在地	地目又は構造	面積(平方メートル)	予定価格(最低売払価格)	受付期限
土地 岡山市北区平野字中須賀六〇一番一、六〇二番一、六〇二番二	宅地	一、一四一・五八	三五、五〇五、〇〇〇円	平成二十八年七月二十九日(金)
土地 備前市東片上字米当田二二三番一	宅地	三、六二三・三八	五一、二二五、〇〇〇円	平成二十八年七月二十九日(金)
建物 備前市東片上字米当田二二三番地一	鉄筋コンクリート造三階建	八九六・四二		
	鉄筋コンクリート造平家建	一〇五・〇〇		
	コンクリートブロック造平家建	二五・二〇		
	コンクリートブロック造平	一〇・〇〇		





土地 苦田郡鏡野町 塚谷字一本松 七四〇番一 五、七四〇番 一七	宅地、雑種地	五七九・〇〇	二、〇八四、四 〇〇円	平成二十八年 七月二十九日 (金)
---	--------	--------	----------------	-------------------------

二 申込みの資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人であること。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の三第一項に規定する者
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者
- 3 知事が地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認められた者であつて、その認められた時から三年を経過しないもの
- 4 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）（第二条第一号に規定する暴力団又は同条第二号に規定する暴力団員等）（以下「暴力団等」という。）である者
- 5 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者
- 6 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者
- 8 その他知事が不相当と認める者

三 用途制限

- 1 売払い物件については、売買契約書に、次に掲げる用途に使用することを制限するとともに、これらの用途に使用するおそれのある第三者へ転売し、又は貸し付けることを禁止する旨の条件を付す。
- (1) 岡山県暴力団排除条例第二条第四号に規定する暴力団事務所その他これに類する施設の用に供すること。

(2) 契約の締結の日から五年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法

律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第

五項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること。

2 苫田郡鏡野町塚谷の売払い物件については、売買契約書に、住宅の敷地の用途に使用しなければならない旨の条件を付す。

#### 四 申込方法及び留意事項

1 県有財産買受申出書に必要な事項を記入の上、2の印鑑登録証明書又は印鑑証明書に係る印鑑を押印し、一の受付期限までに岡山県総務部財産活用課に提出すること。

#### 2 添付書類

次により発行日から三月以内の証明書を添付すること。

(1) 個人の場合 印鑑登録証明書 一通

住民票の写し 一通

誓約書 一通

(2) 法人の場合 現在事項全部証明書 一通

印鑑証明書 一通

役員名簿 一通

誓約書 一通

3 原則として、先着順の売払いとなること。ただし、買受予定者を決定するまでの間に複数の者から申込みがある場合は、先着順の売払いによる随意契約を取りやめ、一般競争入札による売払いとする場合がある。

4 電話、ファクシミリ又は電子メールでの申込みはできないこと。

5 現状での引渡しになるので、必ず物件の下見と現状の確認を行った上で申し込むこと。

#### 五 申込資格の確認

1 申込資格を審査し、申込資格があると認められた者に対しては、県有財産買受申出受付確認書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知する。ただし、一般競争入札による売払いとする場合には、別途その旨を通知する。

2 申込資格を審査し、申込資格がないと認められた者に対しては、県有財産買受申出不適合通知書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知する。

六 契約の締結

県有財産買受申出受付確認書を受理した者は、同確認書に記載された日までに契約を締結すること。なお、契約の締結の際、契約金額の十パーセント以上に相当する額の契約保証金を納付すること。

七 売買代金の納入

原則として、売買代金(契約金額から六の契約保証金の額を差し引いた金額をいう。以下同じ。)は、契約の締結の日の翌日から起算して二十日以内に納入すること。なお、納入期限までに売買代金が完納されないときは契約を解除し、六の契約保証金は、県に帰属させる。

八 問い合わせ先

〒七〇〇・八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県総務部財産活用課(電話〇八六・二二六・七二三五)

# 平成28年3月4日 岡山県公報 第11766号

(七九) 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十八年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人太陽の会

三 代表者の氏名

原田 芳子

四 主たる事務所の所在地

井原市井原町一六六五番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者福祉の普及啓発による理解の促進、地域における社会参加の支援に関する事業、障害者の社会復帰の促進を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類





平成28年3月4日 岡山県公報 第11766号

〔八一〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 （ メ ー ト ル ）	道 路 の 延 長 （ メ ー ト ル ）
	岡山県指令備中局 建第二〇二三号 平成二十八年二月 二十四日	井原市高屋町二丁目八番二四、八番 二五	四・〇〇	三五・〇〇

平成28年3月4日 岡山県公報 第11766号

〔八二〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。  
 その関係図面については、岡山県備前県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号 指 定 年 月 日	道 路	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備前局 建第八二二号 平成二十八年二月 二十三日	赤磐市河本土地区画整理事業 区画道路六・一号線、六・二号線、 六・三号線、六・四号線、六・五号 線、六・六号線、六・七号線、六・ 八号線	六・〇〇	一一五五・ 三

# 平成28年3月4日 岡山県公報 第11766号

〔八三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字北沖五二七・二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央四丁目二五・一〇一カレラガーデンC二一〇号

和仁古伊吹

和仁古千晴

三 許可番号

岡山県指令建指第二八七号

平成28年3月4日 岡山県公報 第11766号

〔八四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年三月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前鴻字四ノ割二七一・三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島九〇七・一七

枝廣千鶴子

三 許可番号

岡山県指令建指第三二四号

平成28年3月4日 岡山県公報 第11766号

〔八五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年三月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字袋ノ東二三〇・三、二三〇・四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一七〇・一グレースコートm2二〇六号室

井堀 淳史

三 許可番号

岡山県指令建指第二九五号

# 平成28年3月4日 岡山県公報 第11766号

〔八六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字大辻四三五八・一の一部、四三五八・一四、四三五八・一六の一部、四三五八・一八、四三五八・一九の一部、四四六六・一、四四六六・三五の一部、四四六六・三六、四四六六・三七の一部、四四六九・一、四四六九・二の一部、字宇賀山四四六六・八の一部

## 二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区内山下二丁目四・六

岡山県知事 伊原木隆太

## 三 許可番号

岡山県指令建指第二二五号

# 平成28年3月4日 岡山県公報 第11766号

〔八七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十八年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字大辻四三五八・一の一部、四三五八・一四、四三五八・一六の一部、四三五八・一八、四三五八・一九の一部、四四六六・一、四四六六・三五の一部、四四六六・三六、四四六六・三七の一部、四四六九・一、四四六九・二の一部、字宇賀山四四六六・八の一部

## 二 公共施設の種類

緑地

## 三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

## 四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区内山下二丁目四・六

岡山県知事 伊原木隆太

## 五 許可番号

岡山県指令建指第二二五号

岡山県企業管理規程第一号

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月四日

岡山県公営企業管理者 佐藤兼郎

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

様式第七号中「国に於ては」を「国に於ては」に改める。

附則

この規程は、平成二十八年三月十四日から施行する。

# 平成28年3月4日 岡山県公報 第11766号

岡山県企業訓令第一号

企業局一般

岡山県局用自動車管理規程（昭和五十年岡山県企業訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月四日

岡山県公営企業管理者 佐藤兼郎

様式第五号中

岡山県北区内山下二丁目4番6号  
岡山県

を

岡山県中区古京町一丁目7番36号  
岡山県企業局

に改める。

附則

（施行期日）

1 この訓令は、平成二十八年三月十四日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の岡山県局用自動車管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

岡山県人事委員会規則第一号

職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月四日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

職員の営利企業等の従事制限に関する規則（昭和二十六年岡山県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の営利企業への従事等の制限に関する規則

第一条中「営利企業等の従事制限」を「商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）への従事等の制限」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

岡山県人事委員会規則第二号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月四日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年岡山県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第一号中「保育所における保育の実施」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岡山県人事委員会規則第三号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月四日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不利益処分についての審査請求に関する規則

第一条中「又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）」を削る。

第二条第一項中「、異議申立てをする者を異議申立人」を削り、同条第二項中「又は異議申立人（以下「不服申立人」という。）」を削る。

第三条第六項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二節の節名を次のように改める。

第一節 審査請求

第四条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は異議申立書（以下「不服申立書」という。）」を削り、同条第二項中「不服申立書」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第六号及び第十号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第三項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第四項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第五条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第六条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第三項及び第四項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第七条第一項及び第二項並びに第八条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第十条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「又は決定（以下「判定」という。）」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十一条中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十二条の見出しを「(裁決)」に改め、同条第一項中「判定を」を「裁決を」に改め、「又は決定書（以下「判定書」という。）」を削り、同条第二項中「判定書」を「裁決書」に改め、同項第五号中「判定」を「裁決」に改め、同条第三項中「判定書」を「裁決書」に、「判定に」を「裁決に」に改める。

第十三条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第十三条の二（見出しを含む。）中「判定書」を「裁決書」に改める。

第十四条第一項第一号及び第三号中「判定」を「裁決」に改め、同条第二項中「判定書」を「裁決書」に改め、同条第四項第三号中「判定書」を「裁決書」に改め、同項第四号中「判定」を「裁決」に改める。

第十八条第一項中「判定」を「裁決」に改める。

第二十一条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

#### 附則

##### （施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 この規則による改正前の不利益処分についての不服申立てに関する規則に基づく不服申立てであつてこの規則の施行前にされたものについては、なお従前の例による。

岡山県人事委員会規則第四号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月四日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成十七年岡山県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「不服申立て又は」を「審査請求又は」に改め、「（第四条第三項において「不服申立て等」という。）」を削る。

第四条第三項中「不服申立て等」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

